平成２７年（フ）第３３８号
神奈川県相模原市中央区上矢部１丁目15番８号
破産者　田村　彰男
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８６号
東京都日野市南平５丁目22番地の13
破産者　小宮　章利
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８９号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目149番地
破産者　有限会社文明社
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１５号
神奈川県大和市渋谷３丁目４番地６
破産者　株式会社アクティブエイト
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
和歌山県新宮市磐盾８番７号、登記簿上の本店所在地三重県南牟婁郡紀宝町成川998番地
破産者　南紀石油株式会社
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３５号
三重県南牟婁郡紀宝町成川1022番地１
破産者　南　　由展
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３６号
三重県南牟婁郡紀宝町成川1022番地１
破産者　南　　惠子
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５４２号
岡山市中区関169番地16
破産者　ピクニックレストラン株式会社
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
岡山市北区今保657番地10
破産者　有限会社ボブズデザイン
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
徳島県三好市池田町イケミナミ1900番地５
破産者　合同会社ニッシン
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第７０２号
千葉県市川市菅野４丁目13番１号オーベル市川菅野204号
破産者　有限会社カミムラ
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０３号
千葉県市川市菅野４丁目13番１－204号（オーベル市川菅野）
破産者　上村　信幸
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９３号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目７番25号　Ｃａｔａｌｉｎａ302号
破産者　久保山大輔
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
栃木県佐野市高萩町429番地２、開始決定時の住所栃木県佐野市大町2993番地９
破産者　グランデこと　針谷　武治
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１５９号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅21棟204号
破産者　梅村きよみ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２２号
千葉県市川市北方町４丁目1782番地２（ノースヒルズＢ106号）
破産者　荒居　正樹
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２３号
千葉県市川市北方町４丁目1782番地２（ノースヒルズＢ106号）
破産者　荒居　由美（旧姓関口・本坊）
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４８号
千葉市中央区松ケ丘町148番地　市営松ヶ丘町団地302号
破産者　渡邉　広美
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８８号
千葉県習志野市秋津２丁目５番１－106号
破産者　平野　博行
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
千葉県市原市山田橋１丁目４番地１　ハイツ128－101
破産者　関　　幸子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４０８号
千葉県船橋市薬円台５丁目６番17号　宍倉マンション202号
破産者　細谷美保子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係